

掛川市規則第7号

掛川市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則

掛川市自動車の臨時運行の許可に関する規則（平成17年規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「住 所
氏 名
を
④」 「住 所
氏 名
」 に改め、同様式に

次のように加える。

（注）氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。